

# 政策評価懇談会（第21回）議事録

## 1. 日 時

平成21年3月3日（火） 10:00～12:10

## 2. 場 所

法務省第一会議室

## 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社世論調査センター長

<省内出席者>

事務次官	小津 博司
官房長	稲田 伸夫
官房参事官（予算担当）	名取 俊也
秘書課企画調整官	山本 寧
秘書課上席補佐官	山田 省三
人事課補佐官	加畑 和宏
会計課補佐官	伊藤 武志
官房参事官（施設担当）	大木 典雄
厚生管理官総括補佐官	早川 誠
訟務部門訟務広報官	酒井 修
司法法制部付	森田 強司
民事局付	松井 信憲
刑事局参事官	山元 裕史
矯正局成人矯正課長	富山 聡
保護局総務課長	曾木 徹也
人権擁護局参事官	横田希代子
入国管理局入国管理企画官	坂本 貞則
法務総合研究所総務企画部付	木下 武彦

公安調査庁総務部総務課企画調整室長 森田 正巳

<事務局>

官房審議官（総合政策統括担当） 黒川 弘務

官房参事官（総合調整担当） 宇川 春彦

官房付 松本 裕

秘書課付 駒方 和希

秘書課補佐官 岩田 伸雅

#### 4. 議 題

- (1) 法務省政策評価に関する基本計画の見直しについて
- (2) 法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）の見直しについて
- (3) 法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年度）の策定について
- (4) その他

#### 5. 配布資料

資料1：日本司法支援センターの現況等について

資料2：刑務所出所者等に対する社会復帰支援について

資料3：法務省政策評価に関する基本計画（改定案）

資料4：法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）（改定案）

資料5：法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年度）（案）

#### 6. 議 事

- 立石座長：定刻になりましたので、ただいまより第21回政策評価懇談会を開催いたします。それでは、はじめに、法務事務次官から挨拶があります。よろしくお願いします。
- 小津事務次官：一言、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第21回政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本年度1年間に渡り、法務省の政策評価について御指導いただき、深く感謝申し上げます。昨年、内閣官房長官の下に、国民の目線で行政全般に対する無駄の根絶に向けた指摘をするための「行政支出総点検会議」が設置されました。同会議の方針を受け、当省におきましても、政策の棚卸しを実施するなど、行政コストの節減に取り組んでまいりました。このような取組みも踏まえ、今後とも、政策評価の結果を施策の企画立案や実施に役立てるとともに、政策評価が無駄の削減に一層資するものとなるよう努めてまいります。いよいよ裁判員制度の実施が目前に迫ってまいりました。当省といたしましても、より多くの国民の皆様にご不安なく参加していただけるよう、制度の円滑な実施に向けて全力を尽くすとともに、質の高い法務行政の実現に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いします。
- 立石座長：どうもありがとうございました。次に、前回と事務局のメンバーが変わっていますので、官房長から一言お願いいたします。
- 稲田官房長：昨年の10月17日付けで法務省大臣官房長を命ぜられました稲田でございます。委員の先生方にはこれからいろいろお世話になると思っておりますが、よろしくお願いします。政策

評価というのは新しい課題ではありますが、非常に重要な問題であると考えております。この実施が法務行政全般にとりまして、非常に重要な位置付けをもっていると考えておりますので、今後とも委員の先生方の御指導の下、一生懸命やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、早速ではございますが、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○宇川官房参事官：それでは、本日の審議事項等について、御説明させていただきます。まず、席上の配布資料についてですが、資料1は「日本司法支援センターの現況等について」、資料2は「刑務所出所者等に対する社会復帰支援について」、資料3は「法務省政策評価に関する基本計画(改定案)」、資料4は「法務省事後評価の実施に関する計画(平成20年度)(改定案)」、資料5は「法務省事後評価の実施に関する計画(平成21年度)(案)」となっております。本日は、審議の前に「法務省における施策の実施状況等」につきまして、資料1, 2に基づき御説明申し上げます。その後、議事次第に審議項目として掲げてございます各項目につきまして、資料3, 4, 5に基づき、順次事務局からその概要を御説明させていただいた上、皆様から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。なお、関係する法令や閣議決定等につきましては、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。本日の審議事項等については、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、審議に入る前に、「法務省における施策の実施状況等」について、事務局から説明願います。まず、法務省全体の動きについて、説明願います。

○松本官房付：官房付の松本でございます。よろしくお願い致します。私の方から、法務省におきまして現在取り組んでいる主だった施策の概要について御説明させていただきます。まず、「司法制度改革の推進について」でございます。司法制度改革の柱の一つであります裁判員制度が本年5月21日から始まります。これまで講じてきた様々な方策を踏まえて、迅速で分かりやすい裁判の実現を図るなど、制度の円滑な実施に向けた取組に努めております。また、日本司法支援センター(法テラス)につきましても、更なる体制の充実強化及び業務内容の一層の周知を図っているところでございます。さらに、司法制度改革につきましては、そのほかにも、法曹養成のプロセス全体の改善、裁判外紛争解決手続(ADR)の認証制度の適正な実施運営や法教育の普及、法令外国語訳の推進など、様々な課題に取り組んでいるところでございます。次に、「治安回復に向けた取組について」でございます。治安再生への取組が喫緊の課題とされていることを踏まえて、特に刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとする再犯防止、さらに、不法出入国事案の防止や不法・偽装滞在者の削減のための施策を推進しております。また、オウム真理教につきましては、団体規制法に基づく観察処分の3回目の期間更新がなされたので、公安調査庁におきましては、引き続き、観察処分を厳正に実施していくこととしております。次に、「法整備支援の推進について」でございます。アジア地域を中心に、刑事司法分野に関する国際連合等への協力とともに、法制度整備支援等につきまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

私からは、以上でございますが、この後、「法テラスの最近の取組状況」及び「刑務所出所者に対する社会復帰支援」につきまして、担当部局より順次御説明させていただきます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、法テラスの最近の取組状況について、説明願います。

○**司法法制部**：司法法制部で参事官をしております坂田と申します。この会議におきましては、一昨年11月に、先生方に開業後1周年の機会に現況を御報告して以来でございまして、その後、先生方はじめ各般の御指導をいただき、着実にその基盤を固め、業務を推進してきているところで、まもなく開業後2年半、設立3周年を迎えるところでございます。私事ではございますが、今週末に法務省を退職させていただいて、法テラスの方に事務局次長として出向させていただく予定としております。今日は、後任の山崎部付と二人で、せっかくの機会ですから宣伝させていただき、御意見をいただこうということで参りました。具体的な説明は、山崎部付からさせていただきます。

○**司法法制部**：部付の山崎でございます。この1月から司法法制部にきております。政策評価懇談会委員の皆様方には、日ごろから日本司法支援センター（法テラス）につきまして貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。今、坂田から話がございましたように、法テラス開業前の平成18年2月から、政策評価懇談会におきまして、12回会合、開業間もなくの10月に開催されました14回会合、それから前回ということでございますが、平成19年11月の第17回会合で、法テラスの制度の概要等を御説明させていただきました。本日は、開業から本年1月までの、基本的には1月までの現況について御報告申し上げたいと思っております。配布資料でございますが、資料1ということございまして、右肩に資料1と振ってあります。開いていただきますと次のページにまた資料とありまして、左肩に資料1から資料5までございますので、これを順次御覧いただきながらということをお願い申し上げます。委員の皆様方におかれましては、すでに御案内かもしれませんが、法テラスの主な業務としては、「1. 情報提供業務」「2. 民事法律扶助業務」「3. 国選弁護士確保業務」「4. 常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務」「5. 犯罪被害者支援業務」という5つの業務を挙げることができる訳でございます。本日の資料もそれに従いまして記載しております。

まず、「情報提供業務」から御説明いたします。情報提供業務は、利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報、あるいは、相談機関、窓口等に関する情報を無料で提供する業務でございますが、東京に設けられたコールセンターにおいて、電話やメールでの問い合わせに対応し、あるいは、地裁本庁所在地50か所に置かれている地方事務所において、窓口や電話で対応しております。資料1の「1. 情報提供業務」の部分を御覧ください。グラフが示されておりますが、このグラフは、コールセンターでの電話とメールによる問い合わせに関する情報提供件数を示したものでございます。緑色が平成19年度、赤色が平成20年度ということでございますが、全体的に見まして、赤色の20年度の業績の方が上の方にある、すなわち、情報提供件数が多いことが分かると思います。特に、9月以降の部分で、赤色の線が緑色の線よりかなり上の方に位置していますが、これは、昨年9月からインターネット等を媒体としまして、かなり効果的な広報を行いましたので、その成果が現れているものと思われま。それから、昨年9月からでございますけれども、だいたい前年同月比25パーセント～57パーセント情報提供件数が増加しているという状況でございます。そして、本年2月以降もその水準は維持されているところでございます。2枚めくっていただきまして、資料1とございまして、「法テラス・コールセンターにおける業務実績（平成18年10月～同21年1月）」という表とグラフが表示してあります。御覧になると分かると思いますが、平成20年度は、1月末の時点で、合計23万件にせまる状況でございまして、すでに平成19年度一年分の件数、約22万件でございますが、これを上回っておるといって状況でございます。いずれにしても

しても、法テラスの認知度が向上すれば、需要も高まってくると予想されますので、今年度も効果的な広報を継続して、より多くの方に利用していただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「民事扶助業務」についてですが、資料2「民事法律扶助業務実績」を御覧いただきたいと思っております。そして、一番上の表「援助決定件数等状況」を御覧いただきたいと思っておりますが、これは援助決定件数等状況を年度別にまとめたものでございます。これによりますと、「法律相談援助」「代理援助」「書類作成援助」とございまして、それぞれの件数が、平成18年度、平成19年度、平成20年度と、平成18年度は年度途中からでございますから、法律相談援助件数は、6万件台と、あるいは、書類作成援助は、2千件台ということでございますが、それ以降、法律相談援助は、平成20年度1月までで14万件以上、代理援助は6万件以上、それから書類作成援助は4千件以上という状況でございます。平成20年度はまだ終了しておりませんが、いずれの援助の方式につきましても前年度を上回っていくのではないかと予測されるところでございます。さらに、その下の「契約弁護士数」でございますが、これについてもそこに挙げている数字のとおりであります。契約弁護士数は、センターでの相談を受け付けるものとしては1万人以上、事務所相談であれば9千人以上、受任予定者、これは、代理援助を受ける予定の弁護士ということでございますが、1万人以上、受託予定者、これは、書類作成援助の受託を受ける予定の弁護士ということでございますが、9千人以上という状況になっておりまして、契約弁護士法人数についても資料に記載しているとおりでございます。民事法律扶助業務を担当する契約弁護士数、あるいは、司法書士数を確保して体制を整えていく一方で、援助審査の合理化、あるいは、犯罪被害者への充実した援助についても取り組んでいるところでございまして、1枚目の「2」に記載しているとおりで、法律相談援助手続の合理化・簡素化・援助の迅速化、そして、犯罪被害者への充実した援助として、扶助制度を積極的に活用していくという方法で取り組んでいるところでございます。

次に、国選弁護関連業務の実績についてでございます。御案内のとおり、国選弁護制度というものは、被疑者・被告人が貧困等の理由により弁護人を選任できない場合に、本人の請求等で弁護士を選任する制度でございまして、その選任手続は法テラスを経由して行われることとされております。この関連で、法テラスは主として弁護士と国選弁護契約を締結する業務、裁判所からの求めに応じて個別事件について、国選弁護人候補を指名通知するという業務、そして、国選弁護人に支払うべき報酬費用を算定し、支払うという業務を行っております。1枚目の紙の3ポツの部分でございますが、ここに国選弁護人の関係で、契約弁護士の確保ということで、棒グラフが書いてあります。平成18年10月現在は、8,427人でございましたが、平成21年2月現在は、1万4,686人となっております。裁判員裁判も始まりますし、被疑者国選弁護対象事件の拡大ということもございまして、それに対応すべく人数を確保することが必要となっております。引き続き弁護士会の協力等も得ながら人数の確保ということを図っていく必要があるものと思っております。

それから、国選弁護人の指名通知業務でございますが、これは、ほぼ想定された事件数の範囲内において、遅延が生じることもなく業務が進んでいるところでございます。資料3「国選弁護関連業務実績」というところを御覧いただきたいと思っております。御覧いただきますとお分かりいただけるかと思っておりますが、事件数につきましては、本年度、被疑者の事件が6,182件、被告人の事件が5万8,651件の指名通知を行っているところでございます。休日や

あるいは年末年始などの長期の休日期間における指名通知の業務などもございますが、その実施についても特段の支障なく行われているところでございます。それから、資料3に下表の「2」という番号が付された部分、これは国選弁護士契約弁護士数の推移でございます。表に記載されているとおり、基本的には増加を続けているところでございます。平成20年度におきましては、2月1日現在で、1万4,686人ということでございます。次に、常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務の実績でございます。本年2月1日現在の常勤弁護士の配置状況についてですが、資料4に載せております。地方事務所のほか、秩父や安芸、その他23の地域事務所合計で151名配置しているという状況でございます。他に、3月1日付けで、さらに、延岡、福知山、会津若松の地域事務所を開設しております。それから、1枚目の4ポツの部分ですが、常勤弁護士数と地域事務所数の推移を分かりやすく棒グラフにしたもので、増加している状況を示したものでございます。

それから次に、犯罪被害者支援業務の実績についてですが、犯罪被害者支援業務につきましては、コールセンターに犯罪被害者支援ダイヤルという専用の電話番号を設けまして、犯罪被害者支援の知識、経験を持った担当者を配置し、二次被害を与えないように、被害者の心情等に気を配りながら丁寧に対応できる体制で臨んでおります。

資料5「被害者支援関連業務実績」という部分を御覧いただきたいと思っております。その一番上の表が「被害者支援受電件数」でございます。今年度は1月までの統計ではございますが、すでに19年度、一年分の件数を超えているところでございます。被害者支援ダイヤルが浸透しつつあるのが伺われるところでございます。また、地方事務所におきましても、犯罪被害者からの相談を受け付けておりますが、今年度に入りましては、月間約900件程度の問い合わせを受けているということでありまして、それぞれの方が置かれている状況に応じた法制度や支援窓口の適切な案内に努めているところでございます。相談を受けた結果、必要に応じて犯罪被害者支援に精通した、いわゆる精通弁護士を紹介することもあるわけでございますが、その紹介件数につきましては、今、申し上げた表の下の2の表でございます。20年度は1月までで536件ということになっております。それから、その下に、「精通弁護士数及び国選被害者参加弁護士契約弁護士数の推移」という表がございますが、この表のとおり精通弁護士につきましては、平成20年度12月1日現在で1,400名程度が登録しているところでございます。最初の紙に、「5. 犯罪被害者支援業務」につきましてのイメージ図を掲載させていただきました。平成20年12月1日から、犯罪被害者参加制度とともに被害者参加人のための国選弁護士制度が開始されました。資力の乏しい被害者参加人が刑事裁判に参加する場合には、参加人の申し出により、裁判所が弁護士を選定することができるもので、法テラスでは、この国選被害者参加弁護士の確保に関する業務を新たに行っているところでございます。国選の被害者参加弁護士の選定請求につきましては、実は、先ほどまでに入った情報でございますが、14件の選定請求がなされているということでございます。以上、主な業務について御説明申し上げます。

○立石座長：どうもありがとうございました。大変詳しく、法テラスの現況について、説明いただきました。委員の皆様、ただ今の説明に関して、御質問などございますでしょうか。

○川端委員：二つ伺いたいんですけど、コールセンターの情報提供について、効果的な広報の実施によって情報提供数が大幅に増えたという御報告があり、それは非常に喜ばしいことですが、このグラフを見ると、9月、10月と急激に伸びる。まあ、広報が効いたと思えますけ

れど、その後、11月、12月、1月と下がっていますよね。これは一体どうしてなのか。つまり、効果的な広報を続けられなかった要因というのは何なのかというのがまず一つ。もう一つは、犯罪被害者支援業務、法テラスの方で契約するというのが始まったばかりですけど、同じ司法支援センターで国選弁護人の契約業務を行っていますので、利益相反の問題が生じないように、あるいは、情報が相互に漏れないように何かきちんとした手立てを講じておかなければいけない問題なのかと思いますが、その点はどのように対応しているかを教えていただきたい。

○**司法法制部**：まず、前段の御質問ですが、これはグラフを見ていただくと、19年度、20年度同じような形をとっていることが伺われるかと思います。これは確定的なことを言えるというわけではありませんが、11月、12月になると休みが増えてきて、実際に相談を受ける日数自体が減っているのではないかと、そんなところを想像しておるところでございます。申し訳ありません、後段の質問をもう一度お願いします。

○**川端委員**：被害者参加人のための国選弁護と本来の被疑者・被告人のための国選弁護というのが、同じ件について利益相反が生ずる可能性があるのではないかと思うんですよね。当然、それは相互の情報を遮断する何らかの方策を講じておられると思うんですけど、その辺を具体的にどうなさっているのかを伺いたい。

○**司法法制部**：詳細については、法テラスの方に聞いてみないと分からない点がございますが、まず担当については、国選弁護課と犯罪被害者支援課と事務手続の担当は分かれています。相互に、例えば、選定請求、報酬算定等に関する書類等も別個ですし、その決裁ルートも別でございます。ただ、それ以上に情報をさらに高いファイヤーウォールを作ってやる必要があるのかどうか、実際どの程度のことをやっているかということは私どもで把握しておりませんので、また調べまして先生に御報告したいと思います。

○**立石座長**：よろしゅうございますか。その他に何か。

○**中村委員**：詳細な説明ありがとうございました。一点お伺いしたいのは、弁護士さんというのはいろいろな先生がいらっしゃるんですけど、特に得意な分野と申しますか、経験された分野等いろいろあつたりするわけなんですけれども、そうした場合には、最後の方のところに、精通弁護士の紹介という言葉もございましたけれども、最初の方のコールセンターでも弁護士さんの紹介をされたりすると思うのですが、そういう時の弁護士さんの評価と申しますか、どういうところで精通弁護士というふうに評価されているのか、あるいは、どういうところで、こういう弁護士さんがいいんじゃないかということを決められているのかということをお教えいただきたい。

○**司法法制部**：もしかするとお叱りを受けるかもしれませんが、法テラスの方では、個別の弁護士さんを紹介するというのは、犯罪被害者支援の分野だけでございます。犯罪被害者支援につきましては精通弁護士を紹介するという業務をしておりますが、それ以外の一般の御相談ですと、まずは弁護士会を紹介するか、司法書士会を紹介するか、あるいは、各種相談等を担当している公的な団体とかNPO法人、その他の各種相談窓口を御紹介しているという形になっております。果たしてそれでいいのかどうかということについては、私ども内部でも大いに議論しているところでございまして、「あなたの相談でしたら、この弁護士さんがいいよ」という、そこまで突っ込んだ情報を法テラスが提供すべきではないかという議論もございます。今後の検討課題だと思っております。被害者支援のところで紹介しています精通弁護士につき

ましては、各弁護士会におきまして、「この方は精通弁護士さんですよ」と、弁護士会長の方から推薦をいただいている先生方でございます。その推薦の要件としては、実際に犯罪被害者支援に関する事件を、民事の損害賠償事件とかですね、実際受任してやっておられる、いくつかの経験があるということ、あるいは、弁護士会等が行う研修会に一定の回数参加している、そういった要件を定めておきまして、その分野に精通しているということで、弁護士会長に認められた方を名簿に登録させていただいているところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。その他何かございますか。

○山根委員：コールセンターの広報の成果による山が10月あたりだけ、どの年もそのようですので、もし成果の高く上がる広報が年に2回でもできるのであればもっと続けたいなと思ったことと、現況を報告いただきまして、努力の成果も分かったんですけども、今、今後に向けて一番大きな課題というのは何だというふうに整理されているのかをお聞かせ願えればと思います。

○司法法制部：広報につきまして前段の御指摘でございますが、確かに年に2回こういうことができるところでございます。4月に法テラス設立の日「法テラスの日」というのと、10月は「法の日」というのがございますので、いい機会が2回ございますので、先生御指摘のようにもっと力を入れてやっていければということを考えております。それから、法テラスが直面している課題ということですが、やはり、まず、第一には、国民の皆様への認知度を上げていく、今、先生から御指摘のあったところが第一なのではないかと思っております。昨年2月の認知度調査でも、法テラスを知っている方というのは、国民の2割にとどまっているという結果もございますので、周知度を高めて、より利用していただくというのが一点、それから、御承知のように、5月21日は裁判員制度が始まる、また、被疑者国選弁護士権の対象範囲が、従来は法定刑が重いものだけが対象でございましたが、普通の事件といいますか、もう少し軽い事件も対象範囲として拡大されるということで、事件数も大幅に増えるというところがございますので、その担い手としての弁護士をきちんと確保していくという、質・量ともに豊かな弁護士を確保していくということございまして、外部の契約弁護士を確保していくということと、スタッフ弁護士もこれまで以上にリクルート活動に努めまして充実させていきたいというところが課題であると認識しております。

○立石座長：よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○六車委員：くどいようで申し訳ないんですけど、今の法テラスの情報提供業務のところの資料の「1」のところ、「効果的な広報の実施」というのがあって、矢印で「情報提供件数が25%~57%増（対前年同月比）」とありますけど、こういう統計の示し方は正確なところを現しているのでしょうか。この2枚目の裏の資料1のところを拝見しますと、平成20年度の10月というのはですね、前月比に比べて1万件くらい増えて、11月くらいになると7千件くらい減っており、どうしてかなと思ってお聞きしていましたら、今「法の日」というのが出てきました。法の日の中に、法テラスの宣伝がどれだけ含まれているのか、独自の宣伝の話ではない部分があるのか、法の日のお話が出てきたのは遅かったと思うんですけど、ずっと、何で10月は、特に、平成20年の場合は多いということは、それは広報として重要なことじゃないかと思うんですね。前年同月比で25パーセントから57パーセント増と出すことと同じくらい重要じゃないかと。数値をみればですね、非常に大きな変動ですから。ですから、他の委員の方の質問と同じことになると思うんですけど、どういう表現の仕方がいいのかとか、そ



れはなぜなのかという分析をちゃんとやって、かつ、法の日との関係はどういうふうに、終わっちゃったとたん減っちゃうわけですから、法の日とおっしゃったけど、法の日何なのかというようなところも、すぐでなくてもいいと思うんですけど、こういうのは数字が先走りますので、最初の段階で慎重にやっておいた方がいいように思いました。

○**司法法制部**：今の御指摘ですが、「法の日」、なぜそれがきっかけで急激に伸びているのかという点でございますが、法の日のイベントで、ジャガー横田さん御夫妻を「一日法テラス広報大使」ということで、トークショーを開催させていただくなどしました。それにテレビ各社が取材してくださって、いわゆるワイドショー等々で相当流して下さったり、あるいは、その時期に各テレビ局が集中して法テラスを取り上げてくださる機会があったということが10月の法の日と、ちょっとその後に集中的にごさいました。それから、9月からインターネットのリスティング広告等々を始めたというようなことの相乗効果がございまして、10月にドンと件数が伸びたということだろうと思います。その後、テレビで取り上げられる回数が落ち着いてしまったということで、ガタガタと減っているということであろうと認識しております。この資料の書き方がちょっといかがなものかという御指摘はごもっともかと存じますので、検討させていただきたいと思っております。ただ、同じ日数で、休みの期間等々を除外した形での同じ日数で比較するためには、前年ということで、同列でお示しした方が分かりやすいのではないかなどと素人考えで考えたのですが、統計の出し方等については検討させていただきたいと思っております。それから、先ほどの御質問と若干関連しますが、広報についての新たな工夫ということについて、これまではテレビコマーシャルというのは、法テラスでは一切やっておりませんでした。動画のコマーシャル的なものは作りましても、テレビで流すだけのお金がないので街頭のオーロラビジョンみたいなものでは流していただいたりということはありませんでしたが、一般のテレビコマーシャルではやっておりませんでした。21年度からはテレビコマーシャルをやるということを計画させていただいております、その予算措置もさせていただいているところですので御報告申し上げます。

○**立石座長**：その他いかがでしょう。私の方からも少しお聞きしたいんですけど。法テラスというのは元々、いわゆる司法過疎というのをなくそうと、できるだけ全ての県に作ろうということがねらいでした。ところが、今のところ、この表を見てもまだそこまでいっていないようですね。今後の見通しについて聞かせていただきたい。それから常勤弁護士の方々にそういうところに全て入っていただくための施策的なもの見通しというのはどうなっているのか。また、もう一つ、常勤弁護士の皆さん方について、若くからやるのか、どの程度の経験を持った方が入るのか、できた当初もいろいろ皆さんから厳しい意見があったと思うんですね、若い方が入ってこないとか。どの程度経験年数を持った方が常勤弁護士として参加してくださっているのか、そのあたりの話を聞かせていただければ大変ありがたいのですが。

○**司法法制部**：まず、司法過疎対策の今後の見通しというところでございますが、資料の中でも若干触れておりますが、都道府県ごとでいいますと、都道府県数プラス北海道の分とかで、50か所地方事務所が設置されております。50か所の中で、常勤弁護士がまだ配属されていない箇所が8か所ございます。42か所については、常勤のスタッフ弁護士が県庁所在地にいるか、あるいは、もっと過疎地にいるかということは別にしまして、配属されているところがございます。こういうことの原因ですが、総合法律支援法におきましては、「法テラスは、日本弁護士連合会その他の民間の努力で不十分なところを補完する」という位置付けに法律上なっ

ているところでございます。司法過疎対策につきましては、自発的に弁護士さんが地方で頑張ろうと思って独立起業される場合もございますし、ひまわり基金公設事務所という形で日弁連、弁護士会の方もそういう御努力をされているところでございますので、それとタイアップしながら、どうしても必要性の高いところから順次地域事務所を設けまして、配属しているという状況でございます。近い将来に全都道府県に行きわたるかどうとか、あるいは、全ての弁護士過疎地域に地方事務所を設置できるかどうかというのは、なかなか簡単にはいかないだろうと考えています。ただ、日弁連及び関係機関とも協力しながら、一歩でも二歩でも司法アクセスを向上させていくべく今後も努力を続けていきたいと考えております。それから、常勤弁護士の経験年数等についてですが、最初の年、一期生は、これまで一般の法律事務所におきまして、弁護士経験を積まれている方を採用したわけですが、その後、方式を変えまして、それだとしてどうしても必要な数を採用できないということで、修習生から直接採用して法テラスの方で養成事務所ということで、養成していただける弁護士さんをお願いして、そこで、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで自ら法曹を養成するといったシステムに変えたところでございます。ですから、二期生以降は、司法修習生から直接ということになっているところでございます。最初に入られた方々、あるいは、そういうシステムに変えて以後も経験を積んでから法テラスという方も一部おられますので、経験年数10数年とか、あるいは、20年とかという方もごくわずかおられますが、大体は、2、3年目の弁護士というところでございます。

○立石座長：ありがとうございました。どうぞ。

○六車委員：今のところに限ってちょっとお話をしたいんですけど、今、御説明いただいた資料4ですが、二つほど。今、お答えいただいて、「42か所」で「8か所」が配置されていないことが分かったんですけど、この表自体に、8か所がないということが分かる表を作るべきではないでしょうか。もう一つが、なぜ東京が一番上にきているのでしょうか。基準として、この配置の列の基準は、普通は北海道からではないかと思うんです。しかも、北海道はまさにそういう常勤弁護士とか象徴的なようなところであって、一番上にくるのが分かりやすい表になるんじゃないかと思えますけど、そういうようなところが一つ一つ、どうしてこうしているのかということを確認しながら、何かに拘束されているのであればしょうがないですけど、よりよい見方というか、分かりやすい見方の表を作るか作らないかで、ものすごく違ってくるのではないかと思うので、あえて一言加えさせていただきました。

○司法法制部：配置状況ということで、配置しているところだけを書いたということでございます。率直に申し上げますと、配置されていないところというのは、その地方の弁護士会が「法テラスの弁護士さんはきてもらわなくていいよ」と、「我々だけで十分処理できるからいいよ」と、こうおっしゃっている、「とりあえず頑張る」とおっしゃっている、そういうところは配置されていないという状況であります。そこをどの程度目立たせて資料化するのがいいのかということについては、先生の御指摘を踏まえて、よく検討させていただきたいと思えます。それから、順番につきましては、関東、関西という形で、件数が多いと言いますか、大きいところから順番に並べております。こういう形態がはたしていいのかという点も、特に理由があってそうしているわけではないので、御指摘を踏まえて今後検討させていただきたいと思えます。

○立石座長：はい。よろしゅうございますでしょうか。それでは、2番目の現状報告ということで、刑務所出所者等に対する社会復帰支援について説明願います。

○矯正局：矯正局成人矯正課長をしております富山と申します。昨年4月にこちらに着任してお

ります。私からは、再犯防止に係る社会復帰支援施策のうち、刑事施設における取組について御説明をいたします。お手元の資料2を御覧いただきたいと思いますが、平成19年の犯罪白書におきまして、二犯以上の犯歴を持つ、いわゆる再犯者が全体の約6割の犯罪を行っているという報告がなされまして、安全な社会の実現を図る上で、再犯防止施策の重要性ということが改めて認識されたというふうに受け止めております。刑事施設におきましては、これまでも監獄法という大変古い法律の下で、受刑者の矯正教育等を行ってきたところですが、平成18年からはこの監獄法を全面改正しまして、新しい法律の下で受刑者に対する処遇を行うことができるようになりました。この新しい法律の下では、受刑者に対して、刑務作業だけではなく、改善指導、教科指導といった教育的な指導も義務付けることができるといった法律構成にさせていただいております。こういった新しい法律の下で、受刑者の再犯防止策の施策としまして、薬物事犯者、性犯罪者等を対象とした処遇プログラム等、それぞれの受刑者の問題性に対応した処遇プログラムを実施しております。また、民間の専門スタッフである、キャリアコンサルタントの活用、雇用情勢に応じた職業訓練の実施等、就労支援の施策にも力を入れてきております。特に、平成18年度からは、保護局及び厚生労働省と連携して実施しております、刑務所出所者等総合的就労支援対策というものにおきまして、刑事施設内においてもハローワークの職員に来ていただきまして、職業講話をしていただいたり、職業相談を行っていただくなどさせていただいております。刑事施設の在所中から出所後の就労先を確保するという取組を進めてきております。このように新法施行後は、受刑者の再犯防止の取組に特に力を入れて行ってきておりますが、御承知のとおり、近年は、受刑者も高齢化が大変進んできております。その関係で、高齢や障害のため、出所後に自立した生活を送ることが困難な受刑者に対する社会復帰の支援施策も重要な課題となってきました。刑事施設におきましては、すでにこうした高齢や障害を持つ受刑者を特に多く収容しておりますいくつかの施設には、社会福祉士、あるいは、精神保健福祉士を配置いたしまして、出所時の医療機関、福祉関係機関との連絡調整を図ってまいりましたが、来年度以降は、法務省と厚生労働省が連携しまして、新たな社会復帰支援施策を実施することとしておりまして、刑務所入所中から福祉の支援が必要なものの選定、ニーズの把握を行いまして、保護観察所及び厚生労働省が各都道府県に設置を行うこととなっております、地域生活定着支援センター、これらの機関と連携しまして、福祉支援の実施につなげていくことをやっていきたいと考えております。そのために、刑事施設に対する社会福祉士の配置を大幅に拡大していくこととしております。今後も受刑者の改善更生、円滑な社会復帰に向けまして、各種の改善指導や社会復帰支援施策の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。私の方からは以上でございます。

○**保護局**：保護局総務課長の曾木でございます。私の方からは、刑務所出所者等に対する社会復帰支援の施策のうち、更生保護における取組について御説明申し上げます。ただいま矯正局の方からも御説明がありましたけれども、まず、現状の再犯防止対策ということで、保護観察所におきましても、特定の問題を抱えた保護観察対象者に対して、各種の処遇プログラムを実施しているところでございます。それから、総合的就労支援対策ということで、厚生労働省（ハローワーク）と連携しまして、トライアル雇用、身元保証制度等を設けて、刑務所からの出所者が円滑に職を獲得することができるような体制を推進しているところでございます。それから、現状のものとして、第三に沼田町の就業支援センターを運営しております。これは、後に御説明申し上げますけれども、自立更生促進センター構想の一環として一番最初にできたもの

でございます。北海道の沼田町で、沼田町の方の全面的な御支援をいただきまして、少年院を仮退院したものを対象に、農業実習、それから就労支援を行うというものでございまして、平成19年10月に開所して、すでに数名の者がここを退所して、地元で農業関係の職を得ているという状況でございます。その上で、さらに、今後進めていくべき社会復帰支援策として、お手元の資料2の下半分に掲げているところがございます。まず、「幅広い産業分野における就労機会の拡大」ということでございます。これは、各種様々な産業分野で刑務所出所者等が就労の機会を得ることができるよう、まず、各都道府県に、就労支援推進協議会を設置することとしております。これは、地域の経済団体等々と連携して、雇用を通じて、出所者等の改善更生を支援する事業主、我々は「協力雇用主」と呼んでいますが、この協力雇用主を拡大したり、あるいは、事業主とか市民の方々に出所者の就労支援の重要性を御理解いただくための広報を積極的に行うことについて協議するものでございます。それから新聞等でも比較的大きく取り上げられておりますけれども、この図の右の方に書いてございますが、NPO法人である「全国就労支援事業者機構」というものを立ち上げております。これは、経団連等の中央の経済団体、新日鉄、トヨタ自動車等の企業、それに日本更生保護協会等の関係者により設立されたものでございまして、本年1月には東京都からNPO法人の認証を得て、事業を開始しております。さらに、今後は、各都道府県においても、都道府県単位の協力雇用主を支援するためのNPO法人を設立することとしております。東京では、先般設立されており、他の自治体においても順次設立していく予定になっております。この都道府県単位の機構で、全国の機構から支援を受けつつ、刑務所出所者等の就労を支援する枠組みを構築していくという取組を推進していく予定でございます。

次に、「高齢・障害等の問題を抱える出所者に対する社会復帰支援」ということで、ただいま矯正局からも説明がありましたけれども、保護観察所においても、高齢・障害等を抱える出所者の問題が大きな問題になっているということございまして、具体的には厚生労働省と連携しまして、先ほども説明にありました「地域生活定着支援センター」、それから刑務所と連携して、高齢・障害の問題を抱える刑務所出所者について、福祉につなげる仕組みを構築し、推進していくという予定でございます。さらに、民間の更生保護施設で、高齢であるとか障害の問題を抱える出所者を積極的に受け入れて、ここを帰住先にして、先ほど申しました「支援センター」と連携して、福祉につなげ、必要があれば福祉等に受け入れていただくということを推進していく予定でございます。

最後が「自立更生促進センター構想の推進」でございます。これは先ほども申しましたけれども、主として刑務所からの仮釈放者あるいは少年院からの仮退院者を対象にして、この自立更生促進センターに入所させて、保護観察官の強化された、濃密な指導・監督を行うとともに充実した就労支援を行って、このような出所者等の自立更生を促進するというもので、いわば、国立の更生保護施設ということでございます。この自立更生促進センターについて、すでに開所済みの沼田町のものを含めて、現在、4つのものが具体化の方向で進んでおります。その中で、特に、農業等の職業訓練や就労支援に特化したもの、これは少年を対象とする沼田町のもの以外に、来年度には、茨城県のひたちなか市に就業支援センターという名称で開所する予定となっております。また、民間の更生保護施設では受入れが困難な出所者に関して、強化された保護観察を行い、社会復帰を図るということで、福島市及び北九州市に自立更生促進センターを開所する予定でございます。さらに、今後は、今、御説明しました取組に加えて、地方自

治体であるとか社会福祉法人等と連携して、就労先など出所者等の社会的な受け皿の確保を推進していくことを考えております。今後とも、矯正とも連携を密にしながら、出所者等の社会復帰支援方策の一層の充実を図っていく所存でございます。

- 立石座長：ありがとうございました。ただいま「刑務所出所者等に対する社会復帰支援について」の説明をいただきましたが、何かこの件について御質問などございますでしょうか。
- 前田委員：再犯防止というのは、保護、矯正の基本的な仕事ですので、これに力を入れるというのは当然といえば当然なんですけれど、最近の動きというのは、やはり評価すべきものはかなり含んでいると思うんですね。やはり、矯正と保護がややもすれば距離があったのが、徐々にではあるが近づきつつあるということと地方公共団体とのつながりですね。私は、東京都ですと、3つの事業に関与させていただいているんですが、一つだけ申し上げておくと、やはりお金ですね。国が一番貧乏というか、シャビィですね。東京都は金持ちの面があるからあれですけど、いろんな施設とか何とかで、NPOにお金を出すというときに、やっぱり内需拡大とかこれから予算をそういう方向に振り向けて、国民の就業の場を広くというときに、ある意味一番無駄にならない重要なお金の使い方だと思うんですね。もっともっと強気で予算を主張して、これは法務省全体の中でも、保護局や矯正局というのがやや後回しになるところがあるように見えるんですね。今、全体の流れの中で、青少年もそうですし、高齢者もそうですけど一歩前に出るべきであると。そのとき民と組んでいろんな施策を打つときに有効な部分で、やはり予算の裏付けがないと前に進まない部分はかなりあると思いますので、そのところを積極的にお考えいただきたい。抽象的で申し訳ありませんけど。
- 矯正局：大変心強い励ましの言葉をいただきましてありがとうございます。決して法務省の中で二の次、三の次にされているわけではないとは感じてはおりますけれども、そういう心強い応援をいただきますと大変ありがたいです。ぜひ頑張っていきたいと思っております。
- 立石座長：その他いかがでございましょうか。今、大変経済状況は厳しくて、雇用を受け入れていただける雇用主を見つけるのは難しいとは思いますが、今の現状はどうなんでしょうか。
- 保護局：御指摘のとおりでございまして、昨年10月のリーマンショック以降なかなか全国大変でございます。御説明申し上げました全国就労支援事業者機構、これは、昨年のリーマンショック前から計画していただいておりますけれども、10月に経済がガタンと落ち込んで、全国の機構の方でも資金難等でだいぶ苦勞していると聞いております。また、地方の方でもなかなか協力雇用主として協力してくれるところはあっても現実に雇っていただけるというところを発掘していくのはなかなか大変な状況でございます。ただ、こういう困難なときにこういうスキームを作り、精神論ではございませんけど、うまく軌道に乗っていけば、経済が上向いていけばさらにいい形になると思います。
- 立石座長：その他よろしゅうございますか。それでは、第1の議題「法務省政策評価に関する基本計画改定（案）」について、御議論いただきたいと思っております。事務局から、概要について説明願います。
- 駒方秘書課付：それでは、「法務省政策評価に関する基本計画」の改定につきまして、その概要を御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。見え消し版と反映版の二部を御用意しておりますが、見え消し版に沿って御説明させていただきます。今回の見直しは、基本計画が昨年3月に策定されて以来、記載事項に若干の変更等が生じたことを受けて、所要の修正を

行うものでございます。

具体的な内容ですが、まず、5ページを御覧ください。「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が昨年10月31日付けで新たに策定されておりますので、決定日を修正してございます。次に、6ページを御覧ください。先般、法務政策フォーラムを廃止いたしましたので、これに伴いまして、「法務政策フォーラム」に関する記載を削除したものでございます。次に、13ページを御覧ください。政策体系についてですが、「出入国の公正な管理」に関しまして、不法滞在者の半減計画は、平成20年までの5年間の目標としておりましたので、その記載を削除し、新たな施策を記載してございます。以上申し上げました他に、法令に沿った形に語句を修正した箇所が2か所ございます。具体的には、お戻りいただきまして、11ページ下から2行目の「助長」を「促進」に、また、13ページ中ほどの「国際協力に貢献」を「国際協力を推進」に、それぞれ修正しております。基本計画の改定に関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御意見、御質問ございますでしょうか。修文ということで、特にポイントはないのではないかと思いますけれど。

○渡辺委員：大変細かな話で恐縮ですが、先般、「事後監視型社会」という用語を「事後チェック型社会」に改めた記憶があります。政策体系にもそれを反映させるべきではないかと考えますが、そうしない事情があるのであれば教えていただきたいと思います。私自身は、「事後監視」という言葉よりも「事後チェック」という言葉の方が適切だと思い、改訂の際、特に意見は申し上げませんでした。ただ、事前調整から事後チェックというこの方向性自体、いろいろな情勢の中で揺り戻しがあったり、議論があったりするところですよ。今回特にどうこうという話ではないんですけど、そういった動きも見据えた政策体系の常時洗い直しが必要ではないかという感想をもっております。

○立石座長：ありがとうございます。いかがでしょう。

○駒方課付：御指摘ありがとうございます。御指摘いただきましたのが、政策体系の「I 基本法制の維持及び整備」の「1 基本法制の維持及び整備」の「(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備」の関係だと思っております。確かに御指摘いただきましたとおり、実施計画につきましては「事後チェック救済型」に変更しておりますので、御指摘を踏まえて政策体系の方も変更できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○立石座長：ありがとうございます。その他いかがでしょう。よろしゅうございますでしょうか。次に、第2の議題「平成20年度法務省事後評価の実施に関する計画の見直し(案)」について御議論いただきたいと思っております。事務局から、概要について説明願います。

○駒方課付：それでは、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直しにつきまして、概要を御説明いたします。本実施計画は、平成20年度に政策を実行し、平成21年度始めから平成22年度概算要求までの間に評価を行う政策、その評価手法等について定めているものでございます。平成20年度の「実施計画」に関しましては、昨年11月に持ち回りにより開催させていただきました第20回政策評価懇談会において、皆様から御意見を頂戴し、本年1月に一度見直しを行っているところでございます。

今回の見直しに関しましては、主として、成果重視事業として求められる政策評価の内容が明確になりますように、成果重視事業に係る政策評価を他の政策に係る政策評価から明確に区分させる必要があると考えまして、様式の変更を行ったものでございます。また、内容につきましても、より定量的に政策効果を測定するものとする観点から、修正を行っております。具体的な内容を説明いたし

ます。資料4を御覧ください。これも資料3と同様、見え消し版と反映版の両方を御用意しておりますが、見え消し版に沿って修正の内容を順次御説明させていただきます。資料4の見え消し版8ページを御覧ください。「法務に関する調査研究」についてでございます。「法務に関する調査研究」につきましては、事業評価方式を採用しております。事業評価においては「得ようとする政策効果」を明確にすることが求められていることから、目標等の記載を修正しております。

まず、「再犯防止に関する総合的研究」についてですが、目的を「法務省関係部局において再犯防止等の諸施策を検討する上で活用できる基礎的資料を提供する」とし、政策の実施により得ようとする効果については、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に盛り込まれた10施策の検討に活用できるものとする、また、法務総合研究所の研究評価検討委員会において、新たに策定する評価基準により一定水準以上の評価を得ることとしております。また、研究内容等に関しましても、より具体的な記載に修正し、例えば、9ページ最終行から記載の「諸外国における再犯防止対策の調査」を例にとりますと、調査資料が豊富であり、近時、日本で施策を実際に導入している例もあるなど、より詳しく施策の展開について研究することが適切であると判断された米国等4か国の制度・処遇プログラムを調査対象とすることを記載したほか、調査方法・内容につきましても具体的に記載するといった修正を加えております。次に、12ページを御覧ください。「犯罪被害に関する総合的研究」につきましては、国際連合が示した国際標準の質問票161項目について、適切な調査結果を得ることにより、調査の効果を把握することとし、「再犯防止に関する総合的研究」と同様に、法務総合研究所の研究評価検討委員会において、評価を行うこととしております。

その他、「再犯防止に関する総合的研究」「犯罪被害に関する総合的研究」いずれも、調査項目や調査の方法につきまして、国民にとって分かりやすいものとする観点等から、より具体的に記載しております。続きまして「出入国の公正な管理について」の関係について御説明します。34ページを御覧ください。冒頭に御説明いたしましたとおり、今回、成果重視事業の性質を踏まえ、一般事業と成果重視事業を区別しております。そのため、達成目標3の「出入国管理に関する業務・システムの最適化」につきましては、成果重視事業として別に整理いたしましたので、こちらのページからは記載を削除しております。また、達成目標1の「平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる」という目標につきましては、これまで、指標2として「不法滞在者縮減のための施策の実施状況」を掲げておりましたが、参考指標に変更しております。参考指標と申しますのは、事務運営の参考として、モニタリングするために設定される指標でございますが、このような変更をいたしましたのは、実績評価方式につきましては、昨年来から指標及び目標値の設定について見直しを行っており、本施策についても検討しました。その結果、達成目標1の指標1と指標2と申しますのは、いわば指標1が目的、指標2が手段のような関係にあり、指標1で達成目標1の達成度合いを図ることが可能であり、かつ、指標2は指標1と並列的な位置付けで置かれたものではないことから、指標2については参考指標として整理するのが適当であろうと考えたものでございます。続いて「成果重視事業」の関係について御説明申し上げます。こちらは、42ページから記載がございます。成果重視事業とは、「骨太の方針2005」等において、いわゆるPDCAサイクルを実現する予算制度の定着のために導入されたものでございまして、定量的・アウトカムに着目した目標を設定した上で、目標の効率的な達成のための予算執行の弾力化が措置された事業でございます。当省におきましては、①裁判員制度啓発推進事業②登記情報システム再構築事業③地図管理業務システム最適化事業④出入国管理業務の業務・システム最適化

事業の4事業が該当してございます。具体的な今回の修正内容といたしましては、成果重視事業の実施計画の様式を見直したほか、成果重視事業は、目標の達成度合いの判定方法やその基準を明確にすることが求められていることを踏まえまして、それぞれの計画に項目を追加してございます。

なお、44ページの登記情報システム再構築事業及び47ページの地図管理業務・システムの最適化事業につきましては、委員の皆様方に事前の御説明の際にお持ちした資料と本日席上配布いたしました資料とで若干変更させていただいた箇所がございます。変更させていただいた箇所といたしましては、まず、45ページの「(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準」の「判定方法」に関しまして、最適化計画において設定している目標値に対する進捗状況により達成度合いを判定する旨の書きぶりに修正をいたしました。また、当該目標値及び実績について表形式で記載を追加させていただいております。また、48ページの「(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準」の「判定方法」につきまして、47ページに掲げた目標値に対する進捗状況により達成度合いを判定する旨の書きぶりに修正するとともに、判定基準を表形式で記載させていただいております。

平成20年度実施計画の見直しに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。ただ今、事務局から変更点について、いろいろ説明いただきましたが、ただ今の説明に関して、皆さんからの御意見、御質問をお願いします。いかがでございますか。

○渡辺委員：毎回同じことを申し上げるんですが、やはり相変わらず分かりにくい文章、読みにくい文章が散見されますので、あえてもう一回申し上げます。いつも前半部分から適宜一つ取り上げて疑問を呈し、「同様の観点から全体の見直しをしてください」と申し上げておりますが、なかなか直らないので、今回は後半部分から指摘させていただきます。今、御説明があった入国管理局に関するところですが、35ページの「(2) 施策の実施方法」、この第一段落を見るとですね、「入国管理局では、～を実施するため、～をするとともに、～を実施し、～を行うほか、～するため、～するとともに、～をしていく」とあります。外国語に翻訳しろと言われてたらどうするのだろうと思います。亡くなった国語学者の大野晋先生は100字を超える文章はよっぽど気をつけて書かないといけないとおっしゃっています。改めてそういう観点で全体を見直していただければと思います。それから、もう一つ、これまでに気がついていて然るべきで、今頃指摘するのは申し訳ないんですけど、すべての項目に共通して「4 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）」が記載されています。なるほどこういうものを受けて、こういう政策が打ち出されているんだなと分かって大変いいんですけど、この記載の密度が各項目によってかなり違っております。単に法令の名前や会合・決定の日付だけを書いているものもあれば、その骨子を記載しているものもあり、さらには、カギ括弧で演説の当該部分の全文が引用されているようなものもある。もう少し統一を図るべきではないでしょうか。他省庁がどうしているのかはよく分かりませんが、読んだときに、先ほど申し上げましたとおり、どういう法令・方針を受けての政策なのかという位置付けが分かるような記載にさせていただいた方がありがたいと思います。

○立石座長：何かコメントございますか。

○駒方課付：御指摘を踏まえまして、記載の分かりにくい点、また御指摘いただきました「4」の項目の書きぶりにつきましても修正していきたいと思っております。

○立石座長：その他いかがでございましょう。「法務に関する調査研究」のところ、「再犯防



止に関する総合的研究」と「犯罪被害に関する総合的研究」とがありますが、特に「再犯防止に関する総合的研究」について、相当内容が変わってしまったと思いますが、何か事情があったのでしょうか。

○松本官房付：私から申し上げます。研究につきましての評価の在り方につきまして、従前の計画では定量的な評価という視点が抜けておりました。その点につきまして、総務省から指摘を受けたということがございまして、極力、定量的な視点を取り入れる、さらには、駒方から御説明申し上げた内容についても、研究評価検討委員会の先生方の御判断を受けるという形で、評価の在り方を根本から見直したところでございます。それを踏まえて、この計画を見直したところでございます。

○川端委員：この項目は、細かく書いていただいたので、改めて見ると、調査方法について、もっぱら統計的な数値の分析を行うんだということは分かったのですが、「再犯防止に関する総合的な研究」という目的からすると、「再犯者に対するインタビューをする」といった調査方法も考えられるかなと思ったのですが、そうではなくて、「もっぱら統計を細かく分析する」という方法を選ばれたのはどうしてでしょうか。

○法務総合研究所：法務総合研究所でございます。御指摘のような調査方法も考えられますが、当所の研究は基礎資料の提供を目的としておりますので、まずは統計を分析して数値を出すということに重きをおいたところでございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。その他いかがでしょうか。

○六車委員：細かいことで申し訳ないんですけど、渡辺委員と全く同じ感想を持っているんですけど、32ページの「2. 基本的な考え方」「(1) 課題・ニーズ」とあります。例えばですね、第2段落を見ていると、これは、主語は何なんですか、述語は何なんですか。ずっと読んでいって、3行目の端に「ことは」とあって最後に「ことである」と。「ことは、ことである」とこういう文章はないでしょう。その次の「また、～ことにより、～もとより、～とつても、～ことが重要な課題となる」。「また」の後の文章の主語は一体何なんですか。それから、次の「(2) 目的・目標」。「当たっては」とか「ことにより」、3行目「～ところ」「踏まえると」「～のため」「ア」「イ」とあって「を図る必要がある」、これは、主語は何なんですか。こういう文書は通っちゃうんですか。僕は学生を教えていますけど、こういう文書が皆さんのところに行かないように指導しているので、目に止まってしまうのがないんですけど、やはり非常に学生レベルが落ちていきますので、学生がそちらに入る段階でかなりレベルが落ちている、我々全体のレベルが落ちていくということではないかと思うんですけど、基本に戻って丁寧に、主語、述語、それから受け身に書いてあるときは、逃げて受け身に書いていないか、能動態でちゃんと書けるところはちゃんと能動態で書く。それぐらいで随分メリハリのついた文章になると思いますので、新聞社の方の脇でそういう発言をするのはあれなんですけど、まだ学生を見ている立場から、そういうお忙しいとは思いますが、こういうのは外部に出て行く文書にいろいろ反映していくと思いますので、ここだけではなく、たまたまここが目に入ったので、ここの担当の方にあれこれいうつもりは全くないんですけど、ちょっと併せて申し上げたいと思ったので言わせてもらいました。ありがとうございました。

○立石座長：はっきり分かるような書きぶりになるように、御指摘がございましたので今後よろしく願います。その他いかがでしょう。

○山根委員：12ページ、13ページに記載の「法務に関する調査研究」で、6,000人を対

象に、随分具体的な調査を始められるということで記載があるんですけども、13ページの方の評価手法ですが、私の読み方がちょっと未熟なのかもしれませんが、前回の改定前ですと、研究を終えて、研究の有用性について確認するというようになっていたのが、改定された後ですと、調査自体が適切に行われているかどうかについて、評価を行うという書きぶりになっているのかなという気がしますが、調査が適切であったことも大事ですし、やはり、研究がどういう効果、有用性があったのかということももちろん大事だと思うんですけど、これは、また別に調査があるということなんでしょうか。

○松本官房付：私から回答させていただきます。「本研究の有用性」という言葉が必ずしも適切ではなかったといえますか、これをより詳しく落としたものが修正版であると考えております。国連からこういう形で調査してほしいということで、各国に調査項目が投げられます。それにつきまして適切な調査手法によりまして、国連に対してきちんと回答するということがこの調査研究の一つの目標となっておりますので、そこをきちんとやると、調査の結果につきまして先ほども言いました研究評価検討委員会で評価するということを考えております。従いまして、その有用性というところについて、具体的に評価委員会の検討を受けるということでございますので、有用性を無視するというものではございません。

○立石座長：よろしゅうございますか。私の方から聞きたいんですけど、43ページの「裁判員制度啓発推進事業」について、認知度を100パーセント、応諾率を70パーセントとしておりますけど、いよいよ間近に迫って、最近マスコミ、あるいはメディアを含めて非常に取り上げられていますよね。私の周囲の話なんかを聞いていますと、「やっぱり応諾したくない」という人が比較的出てきているんですよ。今の現状の数字はどのくらいになっているのかということと、実施まで時間が少ないだけに何か思い切った施策を打たないと、いわゆる目標値が到達できないのではないかという感じがするんですけど、そのあたり法務省としてどのように考えているんでしょうか。

○刑事局：刑事局でございます。今、御指摘のありました参加への応諾の意識ということですが、こういう数値がございます。各検察庁では裁判員制度の説明会というものを随分と行っております。そして、説明会の実施の際には、アンケートを実施し、その結果を集計しているのですが、平成19年9月から平成20年12月までの1年4か月の間で、アンケートに協力いただいた約34万人の方々の御感覚というものを若干整理しますと、説明会に参加する前の参加への意識についてお尋ねすると、「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないけど義務であるなら参加せざるを得ない」という数値を合わせますと74.3パーセントというのが元々の数値としてございました。説明会に参加した後の参加への意識をお尋ねすると、これらの数値の合計が81.5パーセントに上がるということでありました。私どもとしては、裁判員制度の具体的な中身、その中で裁判官と裁判員が具体的にどのような役割を果たすのか、あるいは評議というのは具体的にどのようなものなのか、そのためにどういう知識、考え方、あるいは態度で臨んだらいいのかという点について、具体的に御理解をいただくと、それなら参加してもよいのではないかという理解を、よりいただけるのではないかと思っております。今、先生から御指摘いただきました模擬裁判、確かにテレビ等でいろんな模擬裁判の様子が報道されて、不安に思われる方がいるということも事実だろうと承知しておりますが、刑事局、検察といたしましては、裁判員裁判の実体をなるべく御理解いただくという形で、少しでも多く方に参加いただくという努力を続けているというところであります。

○立石座長：はい、どうぞ。

○川端委員：この政策評価懇談会の委員として、模擬裁判の傍聴をする機会を与えていただきまして、時間の関係でごく一部しか見られなかったんですけども、それでも、私が裁判員の方の検察官の方に対する補充質問の内容とかですね、あるいは、その後の評議の際の裁判員の発言内容、議論の仕方というのは、私が考えていた以上のレベルというか、もう少し具体的に言うと、私がそのとき見た弁護人は、若い弁護士だったんですけども、その弁護士よりもよっぽど尋問がうまいなと思ひまして、そのことをあるところへ書いたら、実は、私の知り合いのところの事務所の若い弁護士でありまして、その弁護士は終わった後、「模擬裁判で良かったと、もし、これが本当の裁判であったら、依頼人に迷惑をかけた」という自己嫌悪に沈んでいたという話なんですけど、そのくらい実は、裁判員のレベルが高いのでちょっと驚いた次第です。たぶん、実際に裁判員裁判をやればですね、同じように、裁判員の人もしっかりやっているという例も出てくるのではないかと。裁判員の役割を考えると、別に法律の専門家でなければできないようなことをやっていたらこうとしているわけではありませんから、ごく普通の一般市民の常識的な判断があればできるはずのことで、いろんな調査内容を見ると、この間もある新聞に出ていましたけど、いわゆる有識者の人にアンケートをしますと、「うまくいくはずがない、できるはずがない」という傾向が高まるんですね。なんとなく上から目線で、お前らにそんなことできるはずないだろうといってるような感じを私は受けてしまうわけですけど。ぜひ、歴史的な意義を持つ新しい制度ということになるので、しっかりと実施していただきたいし、そのために、先ほどお話しになった「説明すればちゃんと分かってもらえる」というデータというのは、非常に心強いと思うんですね。でも、参加応諾率のAランクの「70%以上」というのは現実的な目標だと思いますけど、「50%以上」で「おおむね達成」というのは目標としては甘いのではないかと、せめて「60%」くらいにしていきたいと思ひます。それから、それと関連するのかもしれないのかわかりませんが、15ページの「検察に関する広報活動を積極的に実施する」の目標が対前年度増なんですけど、今、対前年度増の数字を見て気がついたんですけど、平成18年度にいきなり飛躍的に増加しているんですね。これは、広報活動を何回やったかという際に、何をカウントするのかによってこの数値は全然違ってくるのではないかと思うんですけど、何をもち、一回の広報活動というふうにカウントしているのかについて教えていただきたいと思ひます。

○立石座長：いかがですか。

○駒方課付：刑事局お願いします。

○刑事局：刑事局からお答えさせていただきます。まず、回数から御説明申し上げます。「検察に関する広報活動を積極的に実施する」という取組内容の関係で、目標値に「広報実施回数」というものを挙げております。この広報の内容でありますけど、大きく分けると、具体的に相手とやりとりをして説明をする、例えば、検察庁では、従前から移動教室から出前教室といった形で、検察庁にきてもらったり、あるいは、学校や職場、あるいは、何かのイベントの場で招いていただいて、具体的に御希望を持つ方に御参加していただいて、説明していただくということをしておりました。この回数については、先生が予想されておりますとおり、それほどの多数できるわけではないわけでありまして。ただ、他方で、今回、検察広報という中で位置付けてございます中に、裁判員制度広報と共に検察の役割や立場というものを分かっていたかということをやっております、その中で平成18年度以降は、裁判員制度広報を草の根的に

やりましょうということ、例えば、イベントに参加をしてもらう、マスコミに協力をしてもらう、さらに、企業が何らかの集まりをするときに招いてもらうとか、あるいは、街頭等で検察庁の現場の職員がパンフレット配布をすると、いわゆるなんて言うんでしょうか、多くの方に知ってもらうという形の、周知をする広報というのが含まれておりまして、これが1万という形で数字を引き上げる要因になっているわけでありまして。従って、この数字の後半、1万2千回、1万7千回という数字が増えているものの、多くの部分は、そういう周知型の広報になっているというのが実体であります。

○立石座長：よろしゅうございますか。

○渡辺委員：今、川端先生がおっしゃったことと関連して、ちょっと感想を含めて申し上げたいと思います。私も模擬裁判を、この間設定していただいたものも含めていくつか傍聴させていただいておりまして、川端先生がおっしゃったのと同じような感想を持っております。先生は弁護人のことをおっしゃいましたが、検察官についても正直申し上げて「大丈夫かな」と思うところがないわけではありません。冒頭陳述などは非常に工夫されていて、分かりやすい裁判になっていると痛感はするのですが、やはり、主尋問を受けて直ちに行われる反対尋問になりますと、とりわけ若手の方は相当苦戦されているなという気がいたしました。裁判員の方が休憩中に「今の検事さんの尋問は何だか訳がわからなかったですな」などとおっしゃっていて、裁判官が「いやあ、反対尋問というのは難しいですよ。」などと一生懸命フォローされているのを聞いたりしました。一層技量を磨いて、いい裁判にしていだければと思います。次に、さっきから話題になっております応諾率です。川端先生がおっしゃった有識者アンケートというのは、おそらく私が勤務している新聞社がやったある企画で、私も記事を見て、正に上から目線だなと思ったのですが、私は今、世論調査を担当する部署におるので、年末に裁判員制度について面接方式で全国世論調査をやってみました。「呼び出されたら裁判所に行きますか」という形で聞いてみたところ、「はい」と答えたのは全体では57パーセントでした。パッと見ると低い数字であり、もちろん上げていかなければいけないのですが、年代別に見ていくと、10代から60代に絞ると66パーセントとそれなりの数字が出ていて、70代以上、辞退事由のある方になるとストンと落ちるなど、興味深い傾向がありました。応諾率について今後評価するときにも、単なる全体の数字だけでなく、いろいろ分析をされた上で、法務省としての評価をしていただければと思います。それから、ここでいう応諾率は、今、申し上げた私どもの会社でやったものを含め、こう言うのは何ですが、「しよせんは世論調査」というところがあります。実際に制度が始まった後には、厳とした生の数字で参加状況、出頭状況が出てきますので、そういった数値も含めた検討・総括をしていただければと思います。ごめんなさい、あと一点、15ページの「検察権の適正迅速な行使」というところでちょっとお尋ねですが、「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」という「達成目標2」があります。この目標値欄を見ていきますと、過去の実績で、研修を「有意義」と回答する方達が減ってきているんですけど、これについて何か分析されているのでしょうか。このような問題が反映されているとか、こんな事情があったとかいうものが、もしあるのであれば教えていただきたいと思います。それから、この項目に限らず、比率を指標にしているものがいろいろあって、それはそれで正当だと思うのですが、研修にしてもどのくらいの規模でおやりになったのかというところが当然必要なデータであると思います。実際に評価するときには当然記載されるものだと思いますけど、そういった全体像が分かるような形

で文書にまとめていただければと思います。

○立石座長：事務局何か。

○駒方課付：再度御指摘をちょうだいいたしました評価書のまとめ方につきましては、御意見を参考させていただきたいと思います。具体的な内容については、刑事局お願いします。

○刑事局：刑事局でございます。まず、応諾率の分析の際の年代を踏まえた重層的な検討ということではありますが、例えば、最高裁も60代までと70歳以上ということは区別をして分析しておりますので、御指摘を踏まえていきたいと考えております。ところで、御指摘の中にございました、実際の裁判員裁判が実施された際の呼び出しに対する出頭状況、あるいは、調査票の返送状況につきましては、現在、様々な形で調査されておりますが、こうしたものの中には、意識の問題に加えまして、具体的に就職禁止事由に該当しているものや辞退事由が具体的にあるもの等々が入ってまいりますので、その分析につきましては、今後、具体的な状況を踏まえて考えていきたいと思っております。続きまして、被害者支援員の過去のアンケート結果が下がっている点についてですが、完全な正確な分析ということか分からないですけど、被害者支援員の全体数というのは、159名、全国の検察庁に置かれております。これにつきまして、毎回、中央研修等の研修をしているのですが、参加者が40～50名参加すると。もちろん、被害者支援員も何年かに一回入れ替わる訳ではありますが、中には、何回目か、二度目、三度目と御出席をされます方もいますので、今後は、研修を実施する側の工夫と努力が必要になってくるかと思いますが、「前にも同じ話を聞いたな」という場合には、若干こういう数値が落ちてくることもあるのかもしれないと考えておまして、今後は、その参加者が重複している場合の工夫や内容等について、この数字を踏まえて具体的に検討していきたいと思っております。

○立石座長：ありがとうございます。次に、第3の議題「平成21年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御議論いただきたいと思います。事務局から概要について説明願います。

○駒方課付：それでは、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の案について、資料5に沿って御説明いたします。本計画は、政策評価法第7条において、「行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければならない」とされていることを受けまして、平成21年度に政策を実施し、平成22年度に評価を行う政策について、その評価手法等について定めたものであります。

どの施策を評価の対象とするかについての選定につきましては、基本的には、政策体系上の施策であって、法務省の重要施策等のうち、評価の重点化・効率化の観点から選定するという枠組みとしております。なお、平成21年度の計画において評価の対象から外れている施策に関しましては、今後、時機に応じて評価の対象にすべきか否かを検討してまいります。今回の対象施策につきましては、資料5の2枚目に別添としてございます「政策体系」を御覧いただきたいと思います。平成21年度の実施計画において、新規に評価の対象とする施策は、「I-2 司法制度改革の推進」のうち「(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」及び「II-5 矯正処遇の適正な実施」のうち「(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」の2施策です。「司法制度改革の推進」「矯正処遇の適正な実施」のいずれにつきましても、平成20年度においては、政策体系に記載してあります他の施策について評価の対象としておりましたが、平成21年度については、今、御紹介した二つの施策を評価対象とするものです。

それでは、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の案につきまして、その概要を

順次御説明させていただきます。特にお断りしない限り、平成20年度に引き続いて、平成21年度も評価を行うものでございます。まず、1ページの「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」について御説明いたします。本施策につきましては、これまで中間報告を行ってきたところですが、平成21年度も引き続き中間報告を行うこととしております。なお、最終的な評価は、平成22年度に行う予定です。計画の内容といたしましては、民事基本法制及び刑事基本法制を整備することにより、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成して社会の安定に資することを基本目標として、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかについて評価を行うこととしております。次に、4ページの「裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化」について御説明いたします。こちらは、平成21年度において実績評価方式により新規に評価対象とするものです。裁判外紛争解決手続（いわゆるADR）は、御承知のとおり、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図ることを目的とした手続であり、平成19年4月1日から施行されたものです。計画の内容といたしましては、認証紛争解決手続（愛称「かいけつサポート」）が、国民にとって身近な紛争解決手段として定着するよう利用の促進を図ることを達成目標として、認証制度に関する説明会の参加者の満足度、認証紛争解決事業者等が主催する国民向けのシンポジウム等への法務省職員の講師派遣依頼に係る対応率及び民間紛争解決手続の業務の認証数をもって、評価を行うこととしております。次に、8ページの「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。こちらは、平成20年度に引き続いて、大きな変更点はございませんが、達成目標3にありますとおり、広報活動につきましては、平成20年度計画の達成目標としておりました「広く一般国民に対する広報活動」から、「検察活動の意義・役割を説明する広報活動」へ変更し、広報活動の実施回数をもって、評価を行うこととしております。なお、達成目標1の指標であるアンケート調査につきましては、平成20年度より調査を開始したものであり、目標値等の欄に平成19年度の数値として記載いたしました「95.4%」は、平成20年度の数字でしたので、削除させていただきます。次に10ページの「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について御説明いたします。こちらは、冒頭御説明いたしましたように、こちらは、平成21年度において実績評価方式による評価対象として取り上げるものです。昨今の刑事施設につきましては、長期受刑者の増加、外国人受刑者、高齢受刑者の増加のほか、精神疾患を有する、いわゆる「処遇困難者」の増加などが顕著となっております。このような収容状況の中、国の治安及び平穏な国民生活を確保するためには、刑事施設における厳重な保安警備力が要請され、その規律秩序を適正に維持するためには、地震・火災等の災害や、自殺・逃走・暴動等の重大な保安事故、対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案を未然に防止するとともに、事案発生時には、適時適切な対応を行うことが不可欠であるという観点から、対応する職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備等の推進及びその効果的な活用を図る必要があるということでこのような指標を設定しているものであります。

続きまして若干ページが飛びますが、24ページの「出入国の公正な管理」について御説明いたします。こちらは平成20年度に引き続き、平成21年度も評価対象としておりますが、特に「新たな在留管理制度の創設」の部分につきましては、新規に評価対象とするものです。計画の内容といたしましては、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行う、また我が国の国際協調と

国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指すことを基本目標として、不法滞在者等を生まない社会の構築に向けて、関係法令の施行後に、新たな在留管理制度の運用状況等进行分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価するといった内容でございます。この新たな在留管理制度の内容に関しましては、欧米諸国の制度と比較しつつ、我が国の実情に応じたものとするとの観点から検討した結果、25ページ4行目以下に記載してございますような内容での制度構築を考えております。

以上簡単でございますが、御説明いたしましたのは、特に平成20年度より変更があった点、新規に追加した点でございます。そのほかは、引き続き評価の対象とするもので、大きな変更点はございませんので、説明を割愛させていただきます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

○田辺委員：二点ほど御指摘させていただきたいと思います。一つは、4ページ目以降のところの「ADR」のところでございます。基本目標として、ADRの拡充・活性化を図るということで、具体的な指標としましては、「説明会の参加者の満足度」「シンポジウムへの法務省職員の講師派遣依頼に係る対応率」「民間紛争解決手続の業務の認証数」としていると思うんですけど、これは、平成19年度からもう動いているものですので、3年度目になるということなので、むしろADRの機関の認証数よりも、具体的にどのくらいADRが実際に使われているかという生の数字を持ってきた方がよろしいのではないかと。初年度でしたらこれで構わないと思うんですけど、当初からの実現がどれくらい広まっているのか言わなきゃいけない、言うべきだと思いますけど、数字はお考えいただけないものかということが一点でございます。二点目は、24ページのところで、「出入国の公正な管理」でございます。これは、21年度にやったものを評価して、来年度でございますけど、それを見るということですが、一つは、出入国管理の「ア」と「イ」で記述が全然違うけど、「ア」の方ですが、新しい在留管理制度ということがどれだけ下りてくるかなということが、いま一つスケジュール的なイメージがつかめないということです。簡単に言うと、21年度にこの法制を通すのであれば、簡単に言えば通るか通らなかったかという話だけになるんで、そこを評価しても意味がないという感じがありますし、例えば、21年度の中で法案を通して、その後、自治体まで絡む話がありますので、準備期間を決めて、オリエンテーションの役割・問題というのが出てくると思いますので、そこまでやるのかなあという感じがあって、時期的にこの後の問題になりますけど、21年度に通ったとするのであれば、どのくらいの時期に具体的な自治体で新しい在留管理制度が動くようにして、その後、運用をどうした時期にやっていくのかというところのタイムスケジュールの感覚を教えてくださいという以上二点です。

○駒方課付：まずADRの関係につきまして、司法法制部お願いします。

○司法法制部：司法法制部でございます。一点目の御質問についてお答えさせていただきます。まず利用件数がどうなっているかということにつきまして調査した方がより端的でよろしいのではないかと御指摘についてですが、その御指摘はごもっともであると思いますが、まず、御承知のとおり、認証ADRは、始まって2年弱ということでございまして、事業者数は増加傾向にはございますが、まだ非常に少ないといった実態がございます。そこで、まず、法務省としましては、事業者数を増加させることがまず第一歩であると考えております。そういう観点から、やはり認証ADR制度について広く周知して、どんどん認証事業者が増えていく

といった施策をまず講じることが必要だろうということで、今回のような目標を出させていた  
だいたということ。委員御指摘の点につきましては、いずれ事業者が拡大・増加した後、  
やはり必ず利用件数について問題になると思いますので、しかるべき時期に考えていきたいと  
思っております。以上でございます。

○立石座長：よろしゅうございますか。そのほかいかがでしょうか。

○六車委員：田辺委員の第1問と全く同じなのですが、今の説明ではよく分からないのが、いつ  
になったら数字が出てくるのかです。この「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（A  
DR法）」は、20条で、「事業報告書の提出を年度の計画の3か月以内に提出しなければならない」と  
わざわざ規定されていますので、法務省がそれだけきちっと管理しているということ  
である以上、人数が少なくても多くても、ある程度事業者数が増えてきて数が出てきてから  
数を出すというのはおかしいのではないかと僕は思うんですがいかがでしょう。

○司法法制部：確かに先生御指摘のとおり、件数については事業報告書で把握してございます。  
ただ、やはり事業者数が少ないということですので、件数は当然把握して、利用数についても  
増大させていきたいというふうには考えておりますけど、まず、最優先は事業者数を増加させ  
るということであろうということに重きを置いて、このような目標を立てさせていただいたと  
いうことでございます。利用件数について、ないがしろにするとか無視するとかそういうこと  
ではございませんで、まずは事業者数を増加させたいということでございます。

○松本官房付：政策評価を担当している官房付の松本です。新しい評価の計画でございますので、  
この目標の立て方につきましても、我々と司法法制部で調整し、先生に改めて報告したいと考  
えております。

○六車委員：分かりました。ありがとうございます。

○入国管理局：先ほど田辺先生から御指摘がありました件ですが、入国管理局におきましては、  
新たな在留管理制度を構築するための関係法案を今通常国会に提出するというところで、作業を  
しております。先生がおっしゃられるように通るか通らないかということでございますけれど、  
この法案につきましては、個々の条項、中身ごとに異なりますけれど、それぞれ施行までに早  
いものもあれば、一定の期間2、3年を必要とするという内容のものもございます。実際に地  
方自治体等へ与える影響につきましては、施行後運用を待たないと分からないものでございま  
すので、こういうことから評価実施時期につきまして平成24年度とさせていただきたいと考  
えております。

○立石座長：そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○川端委員：ADRの指標の問題ですけど、指標の2というのが「法務省職員の講師派遣依頼に  
対する対応率」というものを見ることになっておりまして、その目標値を「前年度実績維持」  
としていますが、7ページの表を見ると常に全部100パーセントで、依頼件数は4件か6件  
ですので、100パーセントでなければおかしいという件数ですが、これをわざわざ独立の  
指標にする意味はあるのかと思うんですが、なぜこれが指標になり得るんでしょうか。

○松本官房付：官房からお答え申し上げます。この計画は新しい計画でございます。そういう意  
味で先生方から御指摘のとおり、指標の立て方、評価のあり方についてまだまだ検討が不十分  
な点があるかと思えます。今日いただきました御意見を踏まえまして、より適切な目標の設  
定のあり方、評価のあり方について検討して改めて報告したいと考えておりますのでよろしく  
お願いいたします。



- 立石座長：そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 渡辺委員：10ページの「矯正処遇の適正な実施」についてお尋ねします。先ほどの再犯防止対策を含めて、矯正の現場が大変困難な問題に直面されていることは私なりに承知していますし、そこで仕事をされている皆さんには敬意を表するものです。ただ、今回新しく示された達成目標1の指標は「管区機動警備隊の訓練実施状況（訓練の実施回数、参加者数）」となっていて、目標はこれを維持するということですが、私は現場が分からないので単なる感想になって申し訳ないんですが、これが果たして指標になるのか、腑に落ちないところがあります。警備隊の訓練実施状況を維持することが、どのような構造の中で、全体の職務執行力の向上につながっていくのかといったところを御説明願います。
- 立石座長：全く同じ意見なんですけど、ただ単にいわゆるアウトプット指標ではなく、この結果としてどういう能力向上が見込めるのかというそのあたりの指標もほしいなと感じます。
- 矯正局：矯正局でございます。管区機動警備隊というのは非常事態があった場合に、各施設の枠を超えて動員するために設けられている機構でございます。現実的には、例えば少年院を含めました施設からの逃走事案などにおいて、近隣の施設から管区機動警備隊を派遣して逃走者の捜索・検束に当たっている、あるいは、ある程度の規模以上の保安事故が発生した施設にこの機動警備隊を派遣して、施設内の規律の維持、事態の収束に当たっているといった非常事態対応のための活動部隊であるというふうに御理解いただきたいと考えております。施設の保安警備というのは、もちろん非常事態の場合のみをやればよいというものではないのですが、やはり大規模な、例えば天災事変があったり保安事故が起きたりというときに、迅速に規律を正常に戻すためには、こうした管区機動警備隊の役割は非常に大きなものがあると考えておりました。そうした意味で、この管区機動警備隊の職員の能力向上を今回指標の一つとさせていただいたわけです。誠に御指摘のとおり、アウトプットだけではなくて訓練をやった結果として執務能力がどのように向上したのかという評価指標が何かないのかと、誠にごもっともだと思っております。私どもも内部で議論しまして、何かこの訓練の回数とか参加人員だけではなくて、やったことによってこういう能力が向上したというものを表せるようなメルクマールはないのかと考えてみたんですが、なかなか適切な指標が見つからないということで、こういう形で訓練をやることで執務能力が上がっていくので、その訓練をより多くの者に対してやっていくということで書かせていただいた次第でございます。
- 立石座長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 六車委員：先ほど、裁判外紛争解決の関係ですが、4ページの「基本的考え方」の最初に、裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とありますが、一番下から数えて4行目に、法律の正式名称のあとに、「以下『ADR法』というふうになっております。分からないのでお聞きするんですが、政府部内でこの法律について「ADR法」という略語を付けるということについての統一的なことがあるんでしょうか。つまり、民間に親しんでもらうのに、ADR法というのはすぐに何の法律か、何の略か、何の英語かというのが分からないんじゃないかと思うんです。しかも「Alternative」ですから裁判外ではない意味があって、中途半端に分かる人は、ますます混乱してしまうというようなことがあって、法律の元々の名前の付け方が長過ぎたというのもあると思うんですけど、民間の人達に、裁判員の、いってみれば民事版みたいなどころもないわけではないようなところなので、例えば、先ほど最初だという話もよく出てましたので、最初に民間に色々PRするときの略語で、「かいけつサポート」

や「法テラス」は非常に良いと思うんですけど、そういうような名前にしないと、ADR法というと、アルファベットが大文字で3文字並ぶことになりまして縦書きの場合もあると思えますし、どうかと思うんです。ちょっとお考えになって、ほかの役所との関係もあると思うし、私の先生としての立場でもこういうので良い略語があればいいと思っていたので、この機会に一つお願いしたい。

それから、先ほどADRの数の関係で、私、公害等調整委員会という行政型のADRに1年間勤務したことがあります。ADRを国民に宣伝するというか広めるということがいかに大変かということがありまして、終わってから10年経つんですけど、それでもなかなか実効性が上がらなくて苦慮している。データはすべて公開しています。最初からのデータをきちんと公開して学者にも分かるようにして、そして、学者の知恵も得て、どうやって広げていくのかというようなこと、それからここに出ているのは知的財産、労働、土地境界とあるわけですが、法テラスじゃないですが、こういう分野はこういうADRがいいよと、例えば環境だったらこのADRがいいよと、そうすると自分のところだけではなくて、よそのところも知って、全体として分かりやすい振り分けみたいな、一番いいのは新聞に出ることなんですけど、一般の人がそういうのを見て、裁判外の日本の手続というのがこういうふうになっているんだと、知ってもらえるようなことを他の役所とも連絡しながらやっていくと良いのではないかなと、ちょっとそういう気持ちもあったものですから、失礼な言い方になったかもしれませんが、これで終わりにいたします。

○立石座長：どうもありがとうございました。大変いい御指摘だったのではないのでしょうか。では、少々時間もおしておりますので、これで終わりたいと思いますが、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○岩田補佐官：本日は、大変ありがとうございました。御議論を踏まえまして改定作業等を進めさせていただきたいと思えます。さて、次回の政策評価懇談会は、6月に開催させていただきたいと思えますので、またどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○立石座長：どうもありがとうございました。